

6 登録有形文化財

山田 大隆

1. 登録有形文化財とは

―法律の成立経過

文化庁の定義では、登録有形文化財については法令（文化財保護法）では、以下のように説明されている（文化庁文化財保護部建造物課「文化財登録制度のご案内」より）。

文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号、改正最新平成16年6月9日）、2010年は法制定60周年記念年）のうち、以下が追加された。

第2節 登録有形文化財（追加平成8年6月法律第66号）

第56条（2）有形文化財の登録

①文部大臣は、重要文化財以外の有形文化財（第98条（2）に規定する指定を地方公共団体が行なっているものを除く）で、建造物であるものうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。

②文部大臣は前項の規定による登録をしようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴くものとする。

③文化財登録原簿に記載すべき事項とその他文化財登録原簿に関し必要な事項は、文部省令で定める。

（注）98条 文化庁長官による発掘の施行

①文化庁長官は、歴史上又は学術上の価値が特に高く、かつ、その調査が技術的に困難なため国において調査する必要があると認められる埋蔵文化財については、その調査のため土地の発掘を施行することができる。

②前項の規定により発掘を施行しようとするときは、文化庁長官は、あらかじめ、当該土地の所有者及び権限に基づく占有者に対し、発掘の目的、方法、着手の時期その他必要と認める事項を記載した令書を交付しなければならない。

③略

第56条（2の2）告示、通知及び登録証の交付

第56条（2の3）登録有形文化財の登録の抹消

第56条（2の4）登録有形文化財の管理

第56条（2の5）登録有形文化財の滅失又はき損

第56条（2の6）登録有形文化財の修理

第56条（2の7）登録有形文化財の現状変更の届け出等

第56条（2の8）登録有形文化財の管理又は修理に関する技術的指導

第56条（2の9）登録有形文化財の公開

第56条（2の10）登録有形文化財の現状等の報告

第56条（2の11）所有者変更に伴う登録証の引渡し

第84条（2）審議会への諮問

第97条（2）登録有形文化財についての国に関する特例

第97条（3）関係各省庁の長の文化庁官への登録有形文化財保持上の報告義務

第97条（4）文部大臣の登録有形文化財状況調査報告指示

第97条（5）国所有登録有形文化財での第56条（2の4、6、9の免除）

出書等に関する規則（平成8年8月30日文部省令第29号）

第1章 文化財登録原簿及び登録証

第2章 管理に関する届出書

第3章 現状変更に関する届出書等付則

第15条 維持の措置の範囲

以上の文化財保護法内の規定により、有形文化財の登録（登録有形文化財となる）が進められる。

この法律は比較的最近（平成8年6月）文化財保護法に追加されたものである。以下のように、この法律は既に西欧では定着している。この法律による遺産保護数の高い実態（従って国宝も多数残る）に比べて日本の格段の低さ（文化財自体が残り難い実態）を憂いて、日本では厳しい審査のある国重要文化財、国宝に比べ、遺産を所有する各地方自治体の申請と簡単な審査（現地調査と判定）だけで国の文化財となる、海外発信のこの広い保護制度のメリットと保存運動進展を文化財保護法改訂で支援したものである。

イギリス：441、118件（1993年）、アメリカ：51、954件（1988年）、フランス：36、948件（1992年）、日本：2、144件（1997年）

法律的指定があるだけで遺産の保存

確率は数段上がることを考えると、日本でもまず緊急避難的に登録有形文化財にしており、次いで時間をかけて研究調査し重要文化財、国宝へ昇格させる（最終は世界遺産へ）道筋を持ったものであるといえる。文化財保護運動では欠かすことの出来ない重要な文化遺産保存運動ということが出来る。しかし、まだまだ、重要文化財、国宝保存運動に比べると知名度も保存のための申請も少ない現状は残念である。将来は登録有形文化財指定運動は、現状で極めて効果的な文化財保護運動として、北海道文化財保護協会の中心事業となるべきものとして重視すべきものである。 (平成17年で累計5,130件)

2. この制度の発想

「案内」によると、この登録制度の発想（新しい発想でやわらかいしくみ。文化財を活用しながら保存する登録制度である）は、以下でまとめられる。

(1) 古き良き建造物（建築物Ⅱ住宅、事務所、工場、社寺、公共建築等土木構造物Ⅱ橋、トンネル、水門、堤防、ダム等 その他工作物Ⅱ煙突、塀、橋等）

を残してゆく新しい支援制度である。

(2) 資産として活かし、文化として活かす「ゆるやかに守る」という発想である。

(3) 建築遺産ばかりでなく、煙突、塀も対象とする。建築後50年の建造物は文化財とする。

(4) さまざまな優遇措置が事業資産としての有効活用を支援する。

3. 登録文化財に

当てはまる建造物の基準

「案内」では、さらに具体的に建造物の基準を設定している（学会等の学術団体や教育委員会の調査報告書で評価されているものは殆ど該当する）。

基準（築後50年を経過している建造物であること）

(1) 国土の歴史的景観に寄与しているもの

例：特別な愛称などで広く親しまれている場合（〇〇洋館、〇〇の赤レンガ等）、その土地を知るのに役立つ場合（〇〇橋等）、絵画等の芸術作品に登場する場合（〇〇の浮世絵に登場）

(2) 造形の規範となっているもの
例：デザインが優れている場合（ゴシック様式の教会、古典様式の銀行

等）

著名な設計者や施工者が関わった場合（辰野金吾の設計した建物等）、

後に数多く造られるものの初期の作品（昭和初期のモダニズム建築物等）、

時代や建造物の種類の特徴を示す場合（茅葺屋根の農家、下見板貼の洋館等）

(3) 再現することが容易でないもの
例：優れた技術や技能が用いられている場合（なまこ壁の住宅、優れた欄間彫刻を持つ書院等）、現在では珍しくなった技術や技能が用いられている場合（黒漆喰塗の町屋等）珍しい形やデザインで、他に同じような例が少ない場合

4. 文化庁まで届出が必要、不要の場合

(1) 届出が必要（10日以内に履行しない時5万円の罰金、cは30日）

a. 滅失（登録文化財が失われた場合、水害流失、火災焼失）

b. き損（登録文化財が破損、損傷した場合、破損度が軽微では不要）

c. 現状変更（文化財として価値ある部分の位置、形（形状、材質、色合）を変える行為で登録文化財では、移築、変更する範囲が通常望見出来る範囲の1/4以上）

d. 所有者の変更（旧所有者は登録証を新所有者へ渡す。新所有者は20日以内に届出）

(2) 届出が不要

a. 非常災害のために必要な応急処置（事前の備えの補強、改修、事後の復旧工事）

b. 維持の措置（形状変更が外観の1/4以下の場合、防水は1/4超えても可）

5. 登録文化財に関する国（文化庁）からの指導

(1) 管理、修理に対する技術的指導（所有者の依頼で）

(2) 届出のあった現状変更に対する指導、助言、勧告（文化財価値喪失の場合）

(3) 公開、公開に係る管理に対する指導、助言（公共空間から外観見えずの場合）

6. 登録すると適用される優遇措置（重要）

(1) 保存・活用されるために必要な修理の設計管理費の1/2を国が補助

(2) 敷地の地価税を1/2に減税（地価税法施行令第17-3）

(3) 市町村が家屋の固定資産税の1/2以内を適宜軽減（自治省通達）

(4) 改修などに必要な資金を日本開発銀行、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発金融公庫より低利で融資

また、登録文化財の登録までの流れは以下の図1のようになっていた。

種類別件数の推移は図2のようになっている。さらに、時代別内訳を図3、種類別内訳を図4、都道府県別件数を図5、図6に示す。この傾向で見る限り、北海道は全国的に見て下位の部類に入り、登録有形文化財への多くの登録上の努力が今後求められ、その中心に北海道文化財保護協会（運動して北海道考古学会、北海道建築史学会、北海道産業考古学会等）の活動があることは明瞭である。

7. 北海道における

登録有形文化財の内容と現状

7-1. 文化庁河合長官の見解

平成17年に当時の文化庁長官の河合隼雄（京都大学名誉教授）は、登録有形文化財の現状とこの法的支援の意義を、この制度発足以来、運用、成果、課題、各地の保存と活用の現状、主な登録建造物の紹介（総覧）で初めて刊本（文化庁文化財部『総覧 登録有形文化財建造物5000』2005年）

としてまとめられたが、この中でこの制度導入の経過、意義、内容を評価、紹介している。

登録有形文化財の制度は、平成8年の文化財保護法改正で創設された。建造物の分野で先行導入され、この年の12月の文化審議会では第1回選定（118件）があり、9年目の平成17年の文化審議会48回目選定で620市町村で累計5130件）となった（年平均認定数は550件、従って、平成22年の現在では、累計は8000件を超える）。

特に昭和30年代以降は、国の社会、国民の生活様式が急変し、この中で近代の歴史的建造物の多くは、社会的な評価を得る前に急速に解体廃棄された。この危機意識から、これら近代の歴史的建造物を保護するための効果的施策が強く求められ、この時代背景の中から、平成8年に登録有形文化財制度が発足した理由である。

その条件は、概ね50年を経過した歴史的建造物のうちで一定の評価を得たものを文化財として登録して社会的に認知すると同時に、届出制という穏やかな規制を通じて所有者に保存と活用を促すという新しい西欧型の保護制

度である。この方法により、保護運動を国がやってくれる受け身のものでなく、主体的に関わる内容の深化と広がり期待できるものである。この方法により、身近で多種多様な歴史的建造物の文化財としての保護が可能となり、所有者や地域住民の積極的取り組みで、地域住民が使い楽しむ文化的拠点構築が可能となった。

この制度の発足で、所有者、都道府県、市町村の協力で着実に登録が進んだ。登録制度が多く国民に知られ、認知された結果、幸いにも近年は登録の速さが早くなってきた。住宅、店舗、塀、石垣、駅舎、砂防ダム、テレビ塔、火の見櫓等も選定され、多種多様で身近な建造物が文化財として登録され、活用も進む、国民の広い関心を呼ぶ新しい保護運動展開の時代となった。

文化庁では平成16年に文化財保護法が大改正され、この登録制度の拡充がメインであった。これは、これまでの成果を参考としながら、美術工芸品、民俗文化財、記念物でも登録制度導入に改訂した。

今後はこれら登録文化財が重要文化財、国宝等の他の文化財とともに、我が国社会の中で尊重され、国民生活の

文化的向上に資するばかりでなく、地域の核として町づくり、観光文化事業（産業観光等）に役立てることが重要である。

7-2. 北海道地区の登録有形文化財建造物（平成9～17年11月現在の登録内容）

- (1) 札幌市資料館（旧札幌控訴院）（札幌市中央区）（大正15年、官公庁舎）煉瓦造・石造・鉄筋コンクリート造2階建、鉄板葺、建築面積820平米（登録番号 以下同 01-0001）
- (2) 北星学園創立百周年記念館（旧北星女学校宣教師館）（同上）（大正15年、住宅）木造3階建て、銅板葺、建築面積175平米（01-0007）
- (3) 日本キリスト教団札幌教会（旧札幌美以教会堂）（同上）（明治37年、宗教石造平屋建、鉄板葺、建築面積233平米（01-0008））
- (4) 北海道知事公館（旧三井クラブ）（同上）（昭和11年、住宅）鉄筋コンクリート・木造2階建、銅板葺、建築面積392平米（01-0014）
- (5) 杉野目家住宅（同上）（昭和8年、住宅）木骨煉瓦造2階建、鉄板葺、建築面積231平米（01-0015）

- (6) 北海道大学農学部博物館パチエ
ラー記念館(同上)(明治31年/明治
38年移築、住宅) 木造2階建、鉄板葺、
建築面積129平米(01-0018)
- (7) 北海道大学付属植物園庁舎(旧
札幌農学校動植物学教室)(同上)
(明治34年/昭和17年移築、学校) 木
造2階建、鉄板葺、建築面積132平
米(01-0019)
- (8) 北海道大学古河記念講堂(旧東
北帝国大学農科大学林学科教室)(札
幌市北区)(明治42年、学校) 木造2
階建、鉄板葺、建築面積414平米
(01-0003)
- (9) 北海道大学旧札幌農学校昆虫及
養蚕学教室(同上)(明治34年、学校)
木造平屋建、鉄板葺、建築面積397
平米(01-0020)
- (10) 北海道大学旧札幌農学校図書館
読書室(同上)(明治35年/昭和27年
増築、学校) 木造平来建、鉄板葺、建
築面積467平米(01-0021)
- (11) 北海道大学旧札幌農学校図書館
書庫(同上)(明治35年、学校) 煉瓦
造2階建、建築面積119平米(01-
0025)
- (12) 旧西岡水源地取水塔(札幌市豊
平区)(明治42年、生活関連) 煉瓦及
- び木造、鉄板葺、建築面積1.5立米
(01-0029)
- (13) エドウィン・ダン記念館(旧北
海道真駒内種畜場事務所)(明治20/
昭和39年移築、産業1次) 木造平屋建、
鉄板葺、建築面積231平米(01-
0027)
- (14) 五島軒本店旧館(函館市)(昭
和9年、産業3次) 木造・鉄筋コンク
リート造2階建、亜鉛鉄板葺、建築面
積1865平米(01-0002)
- (15) 北海道教育大学函館校北方教育
資料室(旧函館師範学校)(同上)(大
正3年、学校) 木造2階建、瓦葺、建
築面積320平米(01-0022)
- (16) プレイリーハウス(旧佐田邸)
(同上)(昭和3年、住宅) 木造2階建、
鉄板葺、建築面積163平米(01-
0026)
- (17) 函館中華会館(同上)(明治43年、
文化福祉) 煉瓦造平屋建、瓦葺、建築
面積374平米(01-0028)
- (18) 遺愛学院講堂(同上)(昭和10年、
学校) 木造平屋一部2階建、亜鉛板葺、
建築面積467平米(01-0049)
- (19) 函館大手町ハウス(旧浅野セメ
ント函館営業所)(同上)(大正7年、
産業3次) 木造2階建、銅板葺、建築
- 面積139平米(01-0062)
- (20) 遺愛学院(旧遺愛女学校) 謝恩
館(同上)(大正11年/昭和36年増築、
学校) 木造2階建、亜鉛メッキ鋼板葺、
建築面積202平米(01-0063)
- (21) 上川倉庫事務所(旭川市)(大正
2年、産業3次) 木造2階建、鉄板葺、
建築面積120平米(01-0038)
- (22) 上川倉庫1号倉庫(同上)(明治
37年、産業3次) 木骨煉瓦造平屋建、
鉄板葺、建築面積165平米(01-0039)
- (23) 上川倉庫2号倉庫(リハーサル
ホール)(同上)(明治33年、産業3次)
木骨煉瓦造平屋建、鉄板葺、建築面積
165平米(01-0040)
- (24) 上川倉庫3号倉庫(チェアーズ
ギャラリー)(同上)(明治36年、産業3
次) 木骨煉瓦造平屋建、鉄板葺、建築
面積223平米(01-0041)
- (25) 上川倉庫8号倉庫(同上)(明治
37年、産業3次) 木骨煉瓦造平屋建、
瓦葺一部鉄板葺、建築面積165平米
(01-0042)
- (26) 上川倉庫10号倉庫(デザインギャ
ラリー)(同上)(明治43年、産業3次)
木骨煉瓦造平屋建、鉄板葺、建築面積
231平米(01-0043)
- (27) 上川倉庫11号倉庫(大雪地ビー
ル館)(同上)(大正2年、産業3次)
木骨煉瓦造平屋建、鉄板葺、建築面積
430平米(01-0044)
- (28) あさでん春光整備工場(旧陸軍
第7師団騎兵第7連隊覆馬場)(同上)
(明治末期、その他) 煉瓦造平屋建、
鉄板葺、建築面積1174平米(01-
0045)
- (29) 松岡家住宅(同上)(大正14年、
住宅) 木造2階建、鉄板葺、建築面積
208平米(01-0046)
- (30) 最創山光岸寺本堂(同上)(大正
14年、宗教) 木造平屋建、銅板葺、建
築面積592平米(01-0047)
- (31) 室蘭市旧室蘭駅舎(室蘭市)(明
治45年、交通) 木造2階建、鉄板葺、
建築面積686平米(01-0009)
- (32) 博物館網走監獄教誨堂(網走市)
(明治45年/昭和56年移築、官公舎)
木造平屋、瓦葺、建築面積405平
米(01-0064)
- (33) 博物館網走監獄五翼放射状平屋
舎房(同上)(明治45年/昭和56年移築、
官公舎) 木造平屋建、鉄板葺、建築
面積3334平米(01-0065)
- (34) 博物館網走監獄二見ヶ岡農場
(同上)(明治29年/平成11年移築、
官公舎) 木造平屋建、鉄板葺、建築

- 面積1935平米 (01-0066)
- (35) 北海道大学農学部付属苫小牧地方演習林森林記念館(旧標本貯蔵室)(苫小牧市)(昭和10年、学校) 木造平屋建、瓦葺、建築面積119平米 (01-0023)
- (36) 北海道林木育種場旧庁舎(江別市)(昭和2年、産業1次) 木造平屋建、鉄板葺、建築面積744平米 (01-0030)
- (37) 旧北陸銀行江別支店(同上)(大正8年、産業3次) 石造2階建、鉄板葺、建築面積57平米 (01-0048)
- (38) 根室市明治公園第1サイロ(根室市)(昭和11年、産業1次) 煉瓦造、直径5.9m、高さ15m (01-0031)
- (39) 根室市明治公園第2サイロ(同上)(昭和7年、産業1次) 煉瓦造、直径4.7m、高さ12m (01-0032)
- (40) 根室市明治公園第3サイロ(同上)(昭和11年、産業1次) 煉瓦造、直径5.9m、高さ14m (01-0033)
- (41) 石崎漁港トンネル(上ノ国町)(昭和9年、交通) コンクリート造、延長45m、幅員9.0m (01-0050)
- (42) ニッカウイスキー北海道工場事務所棟(余市町)(昭和15年頃、産業2次) 木骨石造平屋一部2階建、鉄板葺、建築面積907平米 (01-0053)
- (43) ニッカウイスキー北海道工場蒸留棟(同上)(昭和10年頃/昭和36年改造 産業2次) 鉄骨石造平屋建、鉄板葺、建築面積453平米 (01-0054)
- (44) ニッカウイスキー北海道工場貯蔵棟(同上)(昭和10年頃、産業2次) 木骨石造平屋建、鉄板葺、建築面積249平米 (01-0055)
- (45) ニッカウイスキー北海道工場リキュール棟(同上)(昭和14年頃、産業2次) 木骨石造平屋建、鉄板葺、建築面積223平米 (01-0056)
- (46) ニッカウイスキー北海道工場第1乾燥塔(同上)(昭和15年頃、産業2次) 木骨石造平屋建、鉄板葺、建築面積426平米、塔屋付き (01-0057)
- (47) ニッカウイスキー北海道工場第2乾燥塔(同上)(昭和15年頃、産業2次) 木骨石造平屋建、鉄板葺、建築面積426平米 (01-0058)
- (48) ニッカウイスキー北海道工場研究室(同上)(昭和6年頃、住宅) 木造2階一部平屋建、鉄板葺、建築面積195平米 (01-0059)
- (49) ニッカウイスキー北海道工場旧竹鶴邸(同上)(昭和10年ごろ/昭和21年平成14年移築、住宅) 木造2階建、鉄板葺、建築面積192平米 (01-0060)
- (50) ニッカウイスキー北海道工場第1貯蔵庫(同上)(昭和14年頃、産業2次) 木骨石造平屋建、鉄板葺、建築面積402平米 (01-0061)
- (51) 旧丹波屋旅館和館(中頓別町)(大正3年頃、産業3次) 木造2階建、亜鉛メッキ鋼板葺、建築面積102平米 (01-0016)
- (52) 旧丹波屋旅館洋館(同上)(昭和2年頃、産業3次) 木造2階建、亜鉛メッキ鋼板葺、建築面積50平米 (01-0017)
- (53) 旧国鉄根北線越川橋梁(斜里町)(昭和15年、交通) コンクリート造10連アーチ橋、橋長147m、高さ21.7m (01-0006)
- (54) 旧中村平八郎家住宅主屋(穂別町)(大正11年、住宅) 木造2階建、鉄板葺、建築面積222平米 (01-0034)
- (55) 旧国鉄富内線富内駅舎(同上)(大正12年、交通) 木造平屋建、鉄板葺、建築面積91平米 (01-0035)
- (56) 旧国鉄富内線富内駅プラットホーム(同上)(大正12年、交通) 石造、面積600平米 (01-0036)
- (57) 旧国鉄富内線富内駅構内線路(同上)(大正12年、交通) 土路盤、道床バラスト、木製枕木及び鉄製レールからなる、複線、長さ380m (01-0037)
- (58) 北海道大学文学部二風谷研究室(旧マンロー邸)(平取町)(昭和6年、住宅) 木造3階建、鉄板葺、建築面積163平米 (01-0024)
- (59) 旧国鉄士幌線勇川橋梁(上士幌町)(昭和11年、交通) コンクリート造アーチ橋、全長40m (01-0010)
- (60) 旧国鉄士幌線第3音更川橋梁(同上)(昭和11年、交通) コンクリート造アーチ橋、全長71m (01-0011)
- (61) 旧国鉄士幌線第5音更川橋梁(同上)(昭和13年、交通) コンクリート造アーチ橋、全長109m (01-0012)
- (62) 旧国鉄士幌線13の沢橋梁(同上)(昭和13年、交通) コンクリート造アーチ橋、全長58m (01-0013)
- (63) 旧国鉄士幌線第6音更川橋梁(同上)(昭和13年、交通) コンクリート造アーチ橋、全長96m (01-0051)
- (64) 旧国鉄士幌線音更トンネル(同上)(昭和12年、交通) コンクリート造、延長165m (01-0052)
- (当協会理事・酪農学園大学教授)

図1 【登録文化財】の登録までの流れ (文化庁案内)

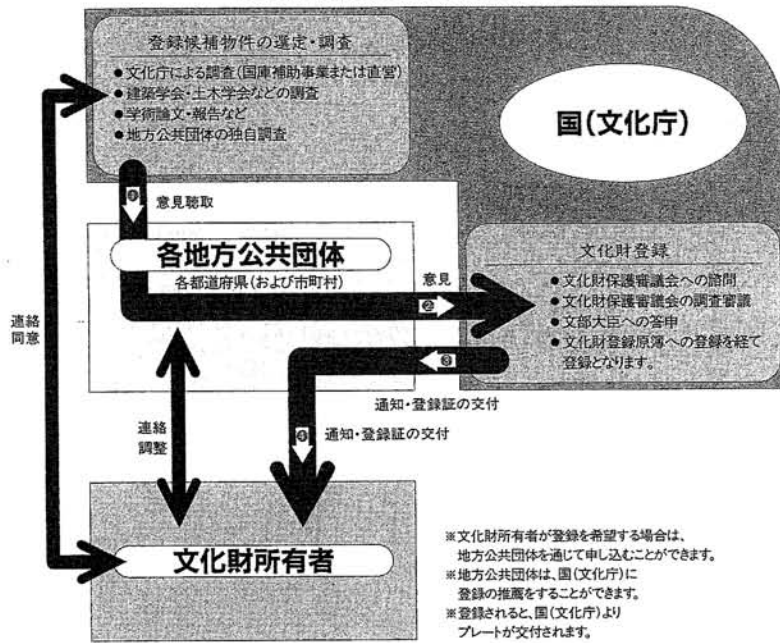
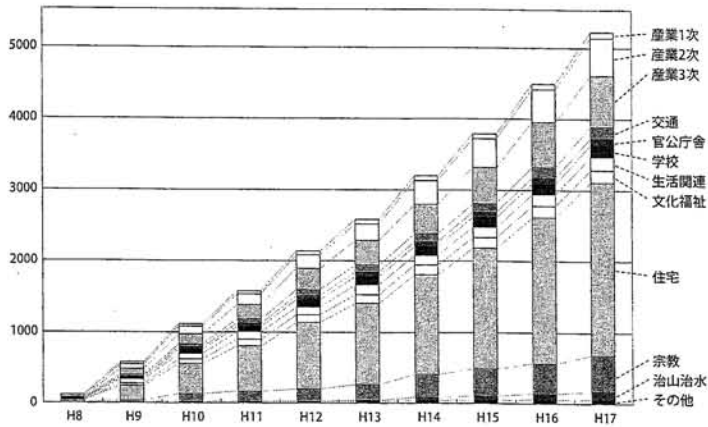
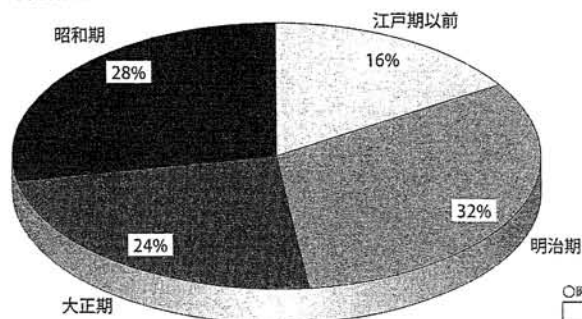


図2 種類別件数の推移



(出展『総覧登録有形文化財建造物 5000』2005)
以下図3～6同様

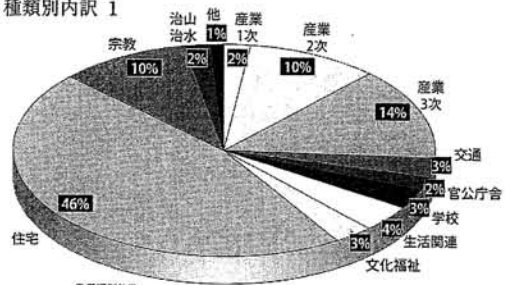
図3 時代別内訳



○時代別件数

江戸	明治	大正	昭和	計
802	1,669	1,225	1,434	5,131

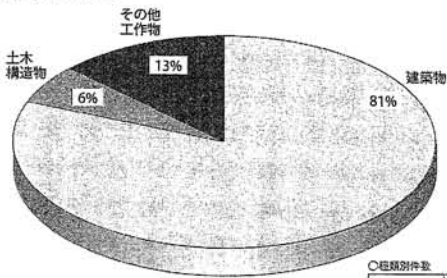
図4-1 種類別内訳 1



○種類別件数

産業1次	産業2次	産業3次	交通	官公庁舎	学校	生活関連	文化福祉	住宅	宗教	池山治水	他	計
77	526	707	157	96	166	182	170	2,370	514	113	52	5,130

図4-2 種類別内訳 2



○種類別件数

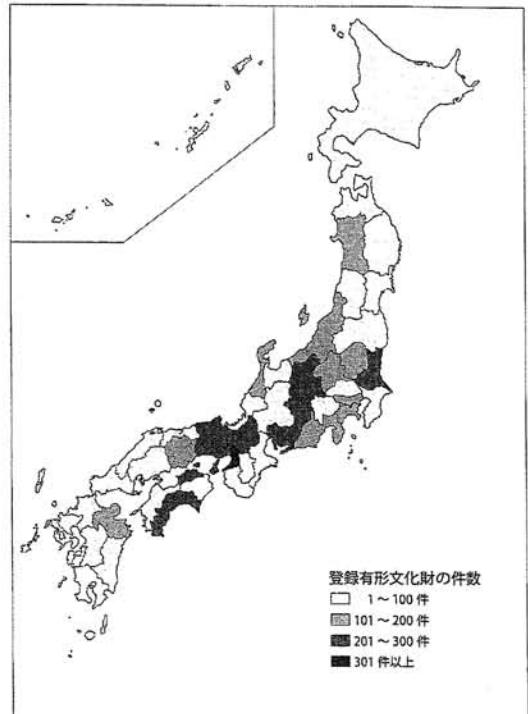
建築物	土木構造物	その他の工作物	計
4,167	306	657	5,130

図5 都道府県別・種類別件数

都道府県	産業1次	産業2次	産業3次	交通	官公庁舎	学校	生活関連	文化福祉	住宅	宗教	池山治水	他	計
北海道	5	7	12	12	4	9	1	1	10	2			64
青森	5	1	5			1			33	3			50
岩手	9	24		1	1	1			13				57
宮城		2	9						28				52
秋田	10	52	16	2		2			31	9			124
山形		7	7			2			27	4	29		83
福島		7	13			1			45	9			78
茨城	1	13	66	1	3	3	14	6	91				201
栃木		5	39		1	8			54	10			131
群馬	2	12	19	2	4	6	16	2	74	9			142
埼玉	3	2	29	2	6	1	1	1	42	3			91
千葉	1	4	17			2	1		3	27	6		63
東京	3	27		1	24				22	86	28		183
神奈川	1	2	22	4	1	2	19	1	32	18	8		110
新潟	1	11	29			2	2		87	47	16		195
富山	1	3	7	4	2			8	2	40	2	3	72
石川		11	27	2					13				144
福井		7	8	4	2		2	2	9	1	10		43
山梨		3	10	3	4	1	10	5	13	1	2		52
長野	3	35	23	1	2	9	1	4	153	20	2	1	254
岐阜	1	1	3	3	6		12	5	31	7	2		66
静岡		1	30	10	3	2	3	2	35	8	10	1	106
愛知		16	36	11	13	15		17	66	35		3	212
三重		11	11	5	2	3	1	5	9		1	4	52
滋賀		12	11	2	4	8		4	73	116	1		231
京都		5	39	3	1	15	2	17	85	35			204
大阪	1	14	23	4		10	2	11	231	25	3	2	328
兵庫		8	11	2	3	10	6	4	132	35			213
奈良		22	9			1			55	7			94
和歌山			8	2	3	2		3	57	6			81
鳥取		15	3	2	2	1	5	2	36	1	9		82
島根		1	5	1	3	2			28	2			44
岡山		12	6	2	3	2	10	4	55	1	1	4	100
広島	2		11	3		3	7	1	19	15		3	64
山口	2	2	2	4	4	2	12	6	8	4			46
徳島	1	22	1						25	4	1	2	59
香川	5	91	19	20	2	6	3	4	121	10	2		263
愛媛	6	10	9	3	2	1		9	23	5	1	4	69
高松	3	17	29	4	1			3	140	11		1	208
福岡	2	3	4	7	2			2	20				40
佐賀		22	12			1		3	10	2			50
長崎		8	9	1				1	27	2			49
熊本	2	2	3	9	1	8	1	3	34	8			76
大分	3	18	14	12	2	1	5	4	54				114
宮崎	4	1	2	5			2		11	4			29
鹿児島	3	1	4	1	2	1		5	1				20
沖縄			1	3			1		5				10
計	77	526	707	157	96	166	182	170	2,370	514	113	52	5,130

* 所在地による登録料額を差し引いた金額である。

図6 都道府県別件数



登録有形文化財の件数
 □ 1～100件
 □ 101～200件
 □ 201～300件
 ■ 301件以上